

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1条 (総則) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」という。) は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款 (以下「テレビ約款」という。) およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約」 (以下「本規約」という。) に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する付帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービスを提供します。</p>	<p>第1条 (総則) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいま<u>す。</u>) は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款 (以下「テレビ約款」といいま<u>す。</u>) およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約」 (以下「本規約」とい<u>います。</u>) に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する付帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービスを提供します。</p>																												
<p>第2条 (用語の定義) この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="76 696 782 1066"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB<u>という。</u>)</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条 (STBの提供) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」という。)</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB <u>という。</u>)	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STBの提供) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」という。)	3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと	<p>第2条 (用語の定義) この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="817 696 1516 1066"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB<u>といいます。</u>)</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」とい<u>います。</u>)</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB <u>といいます。</u>)	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」とい <u>います。</u>)	3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB <u>という。</u>)																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STBの提供) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」という。)																												
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、ケーブルプラスSTB <u>といいます。</u>)																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下「ケーブルプラスSTBサービス」とい <u>います。</u>)																												
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
<p>第6条 (ケーブルプラスSTBサービスの提供条件) ケーブルプラスSTBサービスの利用にあたっては、事前にデジタルテレビサービス (地デジスーパーコース以上) の加入契約を締結し、かつインターネットサービス (KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN (Aプラン) ・KCNマンション光LAN (Bプラン) ・KCNマンション光1G・KCN光ハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光1G (ギガ) とく割・Kブロード光1G (ギガ) ・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G (ギガ)) のいずれかの契約を締結していること、またはケーブルプラスSTBサービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTBサービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。 (略)</p>	<p>第6条 (ケーブルプラスSTBサービスの提供条件) ケーブルプラスSTBサービスの利用にあたっては、事前にデジタルテレビサービス (地デジスーパーコース以上 <u>(Pタイプを除きます。)</u>) の加入契約を締結し、かつインターネットサービス (KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN (Aプラン) ・KCNマンション光LAN (Bプラン) ・KCNマンション光1G・KCN光ハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光1G (ギガ) とく割・Kブロード光1G (ギガ) ・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G (ギガ)) のいずれかの契約を締結していること、またはケーブルプラスSTBサービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、ケーブルプラスSTBサービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。 (略)</p>																												

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

<p>第7条（ケーブルプラスSTBサービスの料金） 加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTBサービスの利用料を支払うものとします。 2. 加入者は、加入者の責めによらない事由により、ケーブルプラスSTBの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの料金を変更することがあります。 4. <u>支払方法</u>その他については、テレビ約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。</p>	<p>第7条（ケーブルプラスSTBサービスの料金） 加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTBサービスの利用料を支払うものとします。 2. 加入者は、加入者の責めによらない事由により、ケーブルプラスSTBの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条（<u>提供するサービス</u>）に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの料金を変更することがあります。 4. <u>料金支払い方法</u>その他については、テレビ約款、インターネット約款に基づいて取り扱います。</p>
<p>第8条（責任の制限） （略） 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を<u>含む</u>。）、およびケーブルプラスSTBを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。 （略）</p>	<p>第8条（責任の制限） （略） 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条（<u>提供するサービス</u>）第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を<u>含みます</u>。）、およびケーブルプラスSTBを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。 （略）</p>
<p>第9条（免責） （略） （4）第4条第1項（2）①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合 （略） 3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB（<u>au ID提供</u>）の使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料といたうえて、「au ID」を発行しているKDDI株式会社へ提供するものとします。</p>	<p>第9条（免責） （略） （4）第4条（<u>提供するサービス</u>）第1項（2）①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合 （略） 3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTBの使用状況は、設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないように加工した統計資料といたうえて、「au ID」を発行しているKDDI株式会社へ提供するものとします。</p>
<p>第10条（ケーブルプラスSTBサービスの停止および解除） （略） 2. 加入者が、デジタルテレビサービス（地デジスーパーコース以上）またはインターネットサービス（KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN（Aプラン）・KCNマンション光LAN（Bプラン）・KCNマンション光1G・KCNハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光1G（ギガ）とく割・Kブロード光1G（ギガ）・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G（ギガ））のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ケーブルプラスSTBサービスも同時に解約するものとします。 （略）</p>	<p>第10条（ケーブルプラスSTBサービスの停止および解除） （略） 2. 加入者が、デジタルテレビサービス（地デジスーパーコース以上（<u>Pタイプを除きます</u>。））またはインターネットサービス（KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN（Aプラン）・KCNマンション光LAN（Bプラン）・KCNマンション光1G・KCNハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光1G（ギガ）とく割・Kブロード光1G（ギガ）・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G（ギガ））のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ケーブルプラスSTBサービスも同時に解約するものとします。 （略）</p>
<p>第11条（解約） 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>	<p>第11条（解約） 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条（ケーブルプラスSTBサービスの料金）の規定による利用料を含むすべての料金（解約月の月額利用料も含みます。）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>
<p>附則 （施行期日） この改正規定は、<u>2023年6月1日</u>より施行します。</p>	<p>附則 （施行期日） この改正規定は、<u>2023年12月1日</u>より施行します。</p>